

佐賀県訓令甲第4号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県本庁決裁等規程（平成16年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>（副知事等の専決）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、本部長が専決することができる事務のうち、本部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 総合防災統括監</u></p> <p><u>(4)・(5) 略</u></p> <p>(6)～(12) 略</p> <p><u>(13)～(20) 略</u></p> <p>4～7 略</p> <p>（本部長等の代決者）</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 総合防災統括監が専決することができる事務について、総合防災統括監が不在のときは、総合防災統括監があらかじめ指名する政策監又は消防防災課長がその事務を代決することができる。</u></p> | <p>（副知事等の専決）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、本部長が専決することができる事務のうち、本部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)・(4) 略</u></p> <p><u>(5) 企業立地統括監</u></p> <p>(6)～(12) 略</p> <p><u>(13) 歯科医療総括監</u></p> <p><u>(14)～(21) 略</u></p> <p>4～7 略</p> <p>（本部長等の代決者）</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> |

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|--|--|---------------|--|---|---------------|
| <p><u>5・6</u> 略</p> <p>7～12 略</p> <p><u>13～16</u> 略</p> <p><u>17</u> 政策監が専決することができる事務について、政策監が不在の時は、政策監が組織規則第25条第1項又は第26条第1項の規定により置かれた副課長のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</p> <p><u>18～21</u> 略</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> | | | <p><u>4・5</u> 略</p> <p><u>6</u> 企業立地統括監が専決することができる事務について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者がその事務を代決することができる。</p> <p>(1) 企業立地統括監が不在のときは、企業立地総括監</p> <p>(2) 企業立地統括監及び企業立地総括監がともに不在のときは、<u>企業立地課長</u></p> <p>7～12 略</p> <p><u>13</u> 歯科医療総括監が専決することができる事務について、歯科医療総括監が不在のときは、健康増進課長がその事務を代決することができる。</p> <p><u>14～17</u> 略</p> <p><u>18</u> 政策監が専決することができる事務について、政策監が不在の時は、政策監が組織規則第26条第1項の規定により置かれた副課長のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</p> <p><u>19～22</u> 略</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> | | |
| 事務の種類 | 事務委任先 | 委任する事務の内容 | 事務の種類 | 事務委任先 | 委任する事務の内容 |
| 旅行命令に関する事務 | 副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総合防災統括監、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政 | 自己の旅行命令に関すること | 旅行命令に関する事務 | 副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、 <u>企業立地統括監</u> 、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政 | 自己の旅行命令に関すること |

| 改正前 | | 改正後 | |
|---|---|---|--|
| | <p>総括監、がん対策総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監、I L C 推進監及び出納局長</p> | | <p>総括監、がん対策総括監、<u>歯科医療総括監</u>、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監、I L C 推進監及び出納局長</p> |
| | 略 | | 略 |
| <p>副本部長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監及びI L C 推進監</p> | <p>特定政策組織（<u>統括本部</u>における組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>粒子線治療推進監及び同項</u>の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置か</p> | <p>副本部長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監及びI L C 推進監</p> | <p>特定政策組織（<u>粒子線治療推進監及び組織規則第25条第1項</u>の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>国際戦略推進監及び同項</u>の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>I L C 推進監及び同項</u>の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>経営支援本部</u>における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。）に所属する職員の旅行命令に関すること</p> |

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|------------------|---|---|------------------|---|-------------------|
| | | れた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。)に所属する職員の旅行命令に関すること | | | |
| 年次休暇等の願の処理に関する事務 | 副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総合防災統括監、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監、I L C 推進監及び出納局長 | 自己の年次休暇等の処理に関すること | 年次休暇等の願の処理に関する事務 | 副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、 <u>企業立地統括監</u> 、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、 <u>歯科医療総括監</u> 、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監、I L C 推進監及び出納局長 | 自己の年次休暇等の処理に関すること |
| | 略 | | | 略 | |
| 週休日の振替に関する事務 | 会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、 <u>総合防災統括監</u> 、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、がん対策総括 | 自己の週休日の振替に関すること | 週休日の振替に関する事務 | 会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、 <u>企業立地統括監</u> 、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、 <u>消費者行政総括監</u> 、 | 自己の週休日の振替に関すること |

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-------------------------|---|------------------------|-------------------------|--|------------------------|
| | 監、消費者行政総括監、 企業立地総括監、雇用対 策総括監、人材育成総括 監、課長、政策監、粒子 線治療推進監、国際戦略 推進監、I L C 推進監及 び出納局長 | | | がん対策総括監、歯科医 療総括監、企業立地総括 監、雇用対策総括監、人 材育成総括監、課長、政 策監、粒子線治療推進監、 国際戦略推進監、I L C 推進監及び出納局長 | |
| | 略 | | | 略 | |
| 略 | | | 略 | | |
| 休日の代 休日の指 定に関する事務 | 会計管理者、本部長、最 高情報統括監、危機管 理・報道監、総合防災統 括監、国際戦略統括監、 部長、理事、副本部長、 副部長、総括政策監、新 型インフルエンザ対策 総括監、がん対策総括 監、消費者行政総括監、 企業立地総括監、雇用対 策総括監、人材育成総括 監、課長、政策監、粒子 線治療推進監、国際戦略 推進監、I L C 推進監及 び出納局長 | 自己の休日の代休日の指 定に関すること | 休日の代 休日の指 定に関する事務 | 会計管理者、本部長、最 高情報統括監、危機管 理・報道監、国際戦略統 括監、企業立地統括監、 部長、理事、副本部長、 副部長、総括政策監、新 型インフルエンザ対策総 括監、消費者行政総括監、 がん対策総括監、歯科医 療総括監、企業立地総括 監、雇用対策総括監、人 材育成総括監、課長、政 策監、粒子線治療推進監、 国際戦略推進監、I L C 推進監及び出納局長 | 自己の休日の代休日の指 定に関すること |
| | 略 | | | 略 | |
| 宿日直勤 務の命令 に関する | 会計管理者、本部長、最 高情報統括監、危機管 理・報道監、総合防災統 | 自己の宿日直勤務の命 令に関すること | 宿日直勤 務の命令 に関する | 会計管理者、本部長、最 高情報統括監、危機管 理・報道監、国際戦略統 | 自己の宿日直勤務の命令 に関すること |

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-----|---|--|-----|--|--|
| 事務 | 括監、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、がん対策総括監、消費者行政総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監、I L C 推進監及び出納局長 | | 事務 | 括監、 <u>企業立地統括監</u> 、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、 <u>新型インフルエンザ対策総括監</u> 、 <u>消費者行政総括監</u> 、 <u>がん対策総括監</u> 、 <u>歯科医療総括監</u> 、 <u>企業立地総括監</u> 、 <u>雇用対策総括監</u> 、 <u>人材育成総括監</u> 、課長、政策監、 <u>粒子線治療推進監</u> 、 <u>国際戦略推進監</u> 、 <u>I L C 推進監</u> 及び出納局長 | |
| 略 | | | 略 | | |

別表第3（第3条、第4条関係）

| 所属名 | 事務の種類 | 知事の決裁を受けるべき事務 | 本部長専決事務 | 課長専決事務 |
|----------|--------------------------|---------------|---------|--------|
| 略 | | | | |
| 循環型社会推進課 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する事務 | 略 | | |

別表第3（第3条、第4条関係）

| 所属名 | 事務の種類 | 知事の決裁を受けるべき事務 | 本部長専決事務 | 課長専決事務 |
|-------------|--------------------------------------|---------------|---------|---------------------------------------|
| 略 | | | | |
| 循環型社会推進課 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する事務 | 略 | | |
| <u>まなび課</u> | <u>文化、スポーツ及び生涯学習に係る施策の総合調整に関する事務</u> | | | <u>文化、スポーツ及び生涯学習に係る施策の総合調整に係る事務を処</u> |

| 改正前 | | | | 改正後 | | | | |
|-------|----------------------|---|--|-------|----------------------|---|--|--------------------------|
| | | | | | | | | 理すること |
| | | | | まなび課 | 佐賀県立生涯学習センターに関する事務 | | | 佐賀県立生涯学習センターに係る事務を処理すること |
| | | | | まなび課 | 図書館先進県づくりに関する事務 | | | 図書館先進県づくりに係る事務を処理すること |
| | | | | まなび課 | 佐賀県少年自然の家に関する事務 | | | 佐賀県少年自然の家に係る事務を処理すること |
| スポーツ課 | スポーツに係る施策の総合調整に関する事務 | 略 | | スポーツ課 | スポーツに係る施策の総合調整に関する事務 | 略 | | |
| 略 | | | | 略 | | | | |
| スポーツ課 | 体育施設に関する事務 | 略 | | スポーツ課 | 体育施設に関する事務 | 略 | | |
| | | | | スポーツ課 | スポーツコミッションに関する事務 | | | スポーツコミッションに係る事務を処理すること |
| 文化課 | 文化に係る | 略 | | 文化課 | 文化に係る | 略 | | |

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|------|-------------------------------|---|--|-------------------------------------|-----|-----------------|---|--|--|
| | 施策の総合調整に関する事務 | | | | | 施策の総合調整に関する事務 | | | |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| 文化課 | 佐賀県立宇宙科学館に関する事務 | 略 | | | 文化課 | 佐賀県立宇宙科学館に関する事務 | 略 | | |
| まなび課 | 文化、スポーツ及び生涯学習に係る施策の総合調整に関する事務 | | | 文化、スポーツ及び生涯学習に係る施策の総合調整に係る事務を処理すること | | | | | |
| まなび課 | 佐賀県立生涯学習センターに関する事務 | | | 佐賀県立生涯学習センターに係る事務を処理すること | | | | | |
| まなび課 | 図書館先進県づくりに関する事務 | | | 図書館先進県づくりに係る事務を処理すること | | | | | |
| まなび課 | 佐賀県少年自然の家に関する事務 | | | 佐賀県少年自然の家に係る事務を処理すること | | | | | |

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|-------|--|---|--|---|-------|--|---|--|---|
| 地域福祉課 | 社会福祉統計調査に関する事務 | 略 | | | 地域福祉課 | 社会福祉統計調査に関する事務 | 略 | | |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| 障害福祉課 | 障害者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の運用指導及び監査に関する事務 | | 障害者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の運用指導方針に関すること | 障害者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の運用指導並びに法施行事務の監査に関すること | 障害福祉課 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の運用指導及び監査に関する事務 | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の運用指導方針に関すること | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の運用指導並びに法施行事務の監査に関すること |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| 障害福祉課 | 障害者自立支援法及び児童福祉法に係る事業者及び施設の指定等に関する事務 | | 障害者自立支援法及び児童福祉法に係る施設の指定及び指定の取消しに関すること | 障害者自立支援法に係る事業者の指定及び指定の取消しに関すること | 障害福祉課 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に係る事業者及び施設 | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に係る施設の指定及び | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事業者の指定及び指定の取消し |

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|-------|---|--|--|--|-------|---|--|------------------|--|
| | | | | | | の指定等に関する事務 | | 指定の取消しに関する こと | に関する こと |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| 障害福祉課 | 障害者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく届出及び報告に関する事務 | | | 障害者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく届出及び報告の受理に関する こと | 障害福祉課 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく届出及び報告に関する事務 | | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく届出及び報告の受理に関する こと |
| 障害福祉課 | 障害者自立支援法に係る自立支援医療機関に関する事務 | | | 1～3 略 | 障害福祉課 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る自立支援医療機関に関する事務 | | | 1～3 略 |
| 障害福祉 | 身体障害者 | | | 身体障害者 | | | | | |

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|----------|----------------------------|-------|-------|---|----------|----------------------------|-------|---|--|
| 課 | 手帳の交付及び補装具の支給等に関する事務 | | | 手帳の交付及び補装具の支給等に関すること（現地機関の長が専決することができるものを除く。） | | | | | |
| 障害福祉課 | 社会福祉施設職員退職手当共済法の普及指導に関する事務 | 略 | | | 障害福祉課 | 社会福祉施設職員退職手当共済法の普及指導に関する事務 | 略 | | |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| 医務課 | 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館に関すること | 1・2 略 | 1～3 略 | | 医務課 | 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館に関すること | 1・2 略 | 1～3 略 4 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会の事務に関すること | |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| 新産業・基礎科学 | 基礎科学及び科学技術 | 略 | | | 新産業・基礎科学 | 科学技術（基礎科学を | 略 | | |

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|-----------|----------------------|---|----------------------|-----------|------------------|---|--|
| 課 | の振興に関する事務 | | | 課 | 含む。)の振興に関する事務 | | |
| 新産業・基礎科学課 | 新領域の情報収集及び広報啓発に関する事務 | | 新領域の情報収集及び広報啓発に関すること | | | | |
| 新産業・基礎科学課 | 中小企業の経営支援に関する事務 | 略 | | 新産業・基礎科学課 | 中小企業の経営支援に関する事務 | 略 | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 流通課 | 輸出水産物製造事業場に関する事務 | 略 | | 流通課 | 輸出水産物製造事業場に関する事務 | 略 | |
| | | | | 流通課 | 米穀等の流通に関する事務 | | 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく勧告・命令、報告の徴収及び立 |

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|-----------|----------------|---|-------|---|-----------|----------------|---|-------|---|
| | | | | | | | | | 入検査に 関 すること |
| 商工課 | 商工施策に 関する事務 | 略 | | | 商工課 | 商工施策に 関する事務 | 略 | | |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| 建築住宅 課 | 建築に關す る事務 | | 1・2 略 | 1～4 略 5 エネル ギーの使 用の合理 化に關す る法律の 施行に關 すること 6 都市の 低炭素化 の促進に 關する法 律の施行 に關する こと | 建築住宅 課 | 建築に關す る事務 | | 1・2 略 | 1～4 略 5 エネル ギーの使 用の合理 化に關す る法律の 施行に關 すること (<u>建築に 關する部 分に限 る。</u>) 6 都市の 低炭素化 の促進に 關する法 律の施行 に關する こと(<u>建 築に關す る部分に 限る。</u>) |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| 森林整備 | 21世紀県民 | 略 | | | 森林整備 | 21世紀県民 | 略 | | |

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|-------|--------------------------|---------|---------|--|------|--------------------------|---------|---------|-----|
| 課 | の森に関する事務 | | | | 課 | の森に関する事務 | | | |
| 森林整備課 | 緑化センターに関する事務 | | | 緑化センターの管理運営に関すること | | | | | |
| 空港課 | 佐賀空港の管理運営に関する事務 | 略 | | | 空港課 | 佐賀空港の管理運営に関する事務 | 略 | | |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| 市町村課 | 市町その他地方公共団体の行財税政一般に関する事務 | 1 ~ 3 略 | 1 ~ 5 略 | 1 略 2 <u>市町の区域内に新たに生じた土地の確認の届出の処理に関すること</u> 3 <u>地方自治法第260条の規定により市町の区域内の町又は字の区域を新たに画し、廃止</u> | 市町村課 | 市町その他地方公共団体の行財税政一般に関する事務 | 1 ~ 3 略 | 1 ~ 5 略 | 1 略 |

| 改正前 | | | | | | 改正後 | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|----------|
| | | | | | し、及び 変更する ことの届 出の受理 に関する こと 4 ~ 19 略 | | | | | | 2 ~ 17 略 |

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第3の医務課の地方独立行政法人佐賀県立病院好生館に関するこの項の事務の種類及び本部長専決事務の欄の改正規定は、平成25年5月1日から施行する。

(佐賀県文書規程の一部改正)

2 佐賀県文書規程(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 課 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター並びに特定の政策を推進するための組織(統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 課 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター並びに特定の政策を推進するための組織(粒子線治療推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からな</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。第8号において「特定政策組織」という。)をいう。</p> <p>(5)～(22) 略 (決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、本部長専決事項については「丙」、最高情報統括監専決事項、危機管理・報道監専決事項、総合防災統括監専決事項、医療統括監専決事項、国際戦略統括監専決事項、部長専決事項、理事専決事項、副本部長専決事項、副部長専決事項、総括政策監専決事項、新型インフルエンザ対策総括監専決事項、消費者行政総括監専決事項、がん対策総括監専決事項、企業立地総括監専決事項、雇用対策総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙₂」、課長専決事項、政策監専決事項、粒子線治療推進監専決事項、国際戦略推進監専決事項及びILC推進監専決事項については「丁」、室長専決事項、企業誘致推進監専決事項、特区調整監専決事項、地域振興企画監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁₂」、係長専決事項については「丁₃」の表示をしなければならない。</p> | <p>る組織をいう。第8号において「特定政策組織」という。)をいう。</p> <p>(5)～(22) 略 (決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、本部長専決事項については「丙」、最高情報統括監専決事項、危機管理・報道監専決事項、医療統括監専決事項、国際戦略統括監専決事項、<u>企業立地統括監専決事項</u>、部長専決事項、理事専決事項、副本部長専決事項、副部長専決事項、総括政策監専決事項、新型インフルエンザ対策総括監専決事項、消費者行政総括監専決事項、がん対策総括監専決事項、<u>歯科医療総括監専決事項</u>、<u>企業立地総括監専決事項</u>、雇用対策総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙₂」、課長専決事項、政策監専決事項、粒子線治療推進監専決事項、国際戦略推進監専決事項及びILC推進監専決事項については「丁」、室長専決事項、企業誘致推進監専決事項、特区調整監専決事項、地域振興企画監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁₂」、係長専決事項については「丁₃」の表示をしなければならない。</p> |

(佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正)

3 佐賀県職員被服類貸与規程(昭和55年佐賀県訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である

| 改正前 | 改正後 |
|------|------|
| 別表第1 | 別表第1 |

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|--------------------|--|------------|----|---------|--|--|-----------|----|---------|
| 区分 | 被貸与者 | 貸与品 | | | 区分 | 被貸与者 | 貸与品 | | |
| | 職員の範囲 | 品目 | 数量 | 貸与期間(年) | | 職員の範囲 | 品目 | 数量 | 貸与期間(年) |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| 2 被服類の汚損が著しい職にある職員 | 略 | | | | 2 被服類の汚損が著しい職にある職員 | 略 | | | |
| | (23) 本庁各課等で工事検査業務に従事する職員 | 略 | | | | (23) 本庁各課等で工事検査業務に従事する職員 | 略 | | |
| | (24) その他被服の汚損が著しい業務に常時従事する職員((1)から(23)までに該当する者を除く。) | 夏作業服A(上、下) | 1 | 3 | | (24) 博物館・美術館又は九州陶磁文化館に勤務する職員で資料の収集、保管又は展示業務に従事する職員 | ゴム長靴又は運動靴 | 1 | 2 |
| | | 冬作業服A(上、下) | 1 | 3 | (25) その他被服の汚損が著しい業務に常時従事する職員((1)から(24)までに該当する者を除く。) | 夏作業服A(上、下) | 1 | 3 | |
| | | | | | | 冬作業服A(上、下) | 1 | 3 | |

(佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正)

4 佐賀県職員安全衛生管理規程(平成元年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 | (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、<u>統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> | <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、<u>粒子線治療推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> |

(佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

5 佐賀県職員の職務発明等に関する規程(平成2年佐賀県訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則(平成16年佐賀県規則第16号。以下「組織規則」という。)第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、<u>統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則(平成16年佐賀県規則第16号。以下「組織規則」という。)第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、<u>粒子線治療推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>織、I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(3)～(13) 略</p> | <p>織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(3)～(13) 略</p> |